

県職員の給与と人事委員会勧告

平成21年10月
島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

県職員の給与は、以下の原則に基づき決定されています。

職務給の原則

職員の給与は、職務と責任に応ずるものでなければなりません。

(地方公務員法第24条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、
・生計費
・国及び他の地方公共団体の職員の給与
・民間事業の従業員の給与
・その他の事情
を考慮して定められなければなりません。
(地方公務員法第24条第3項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第6項等)

公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、労使交渉を通じて給与を決定することはできません。

この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 1 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、隨時、適当な措置を講じなければならない。
- 2 人事委員会は、隨時、前項の規定により講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

(地方公務員法第14条)

(給料表に関する報告及び勧告)

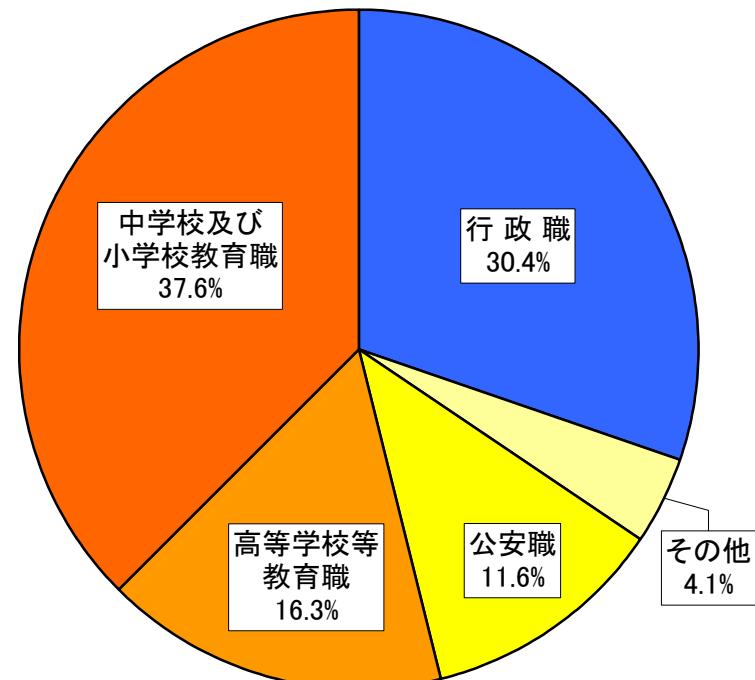
人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

平成21年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(休職者等を除く。)は、12,648人です。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,843人で全体の30.4%を占めています。

また、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて6,819人(全体の53.9%)、警察官である公安職給料表適用職員が1,462人(全体の11.6%)となっています。



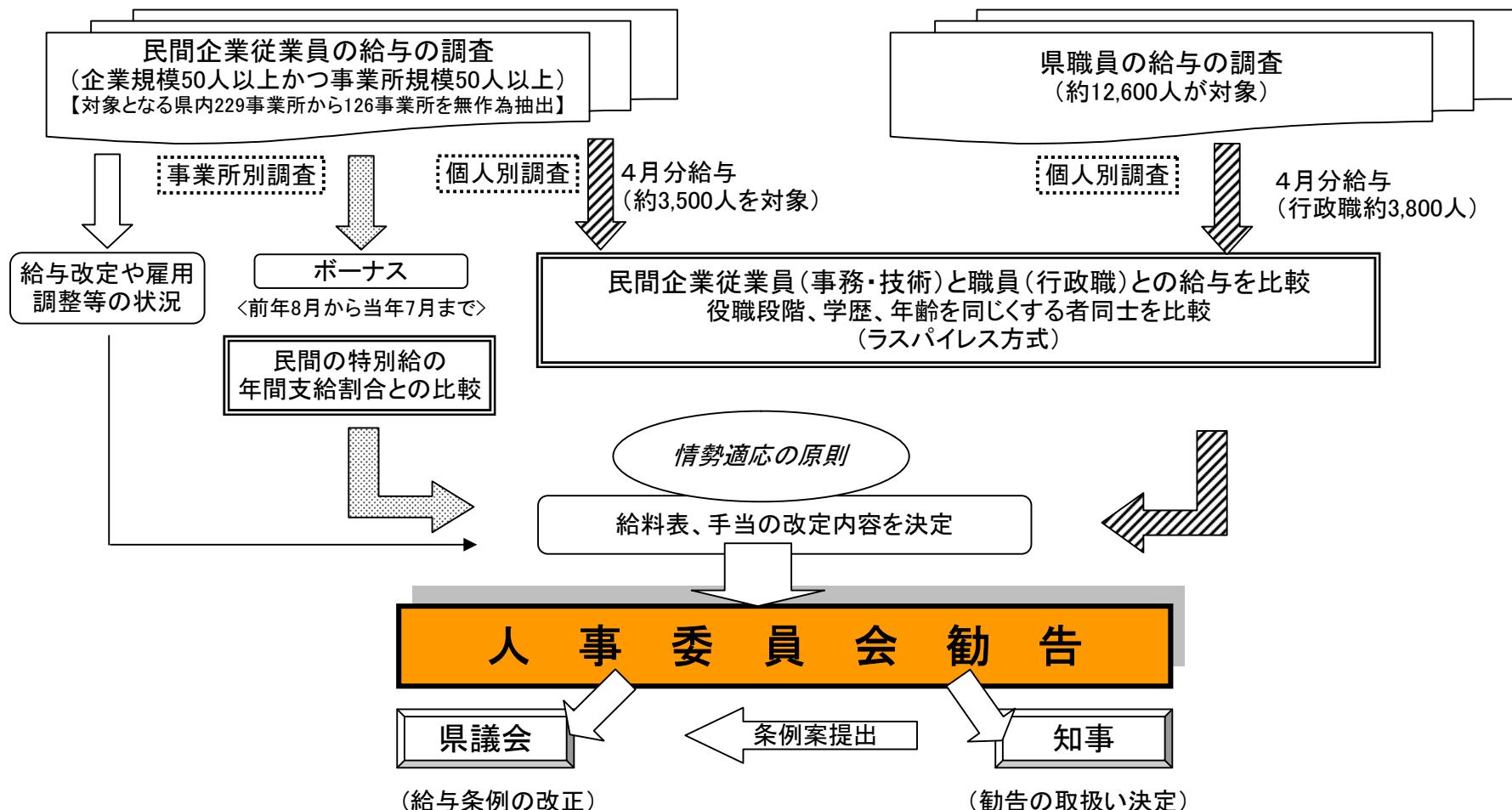
給料表の区分	職員の例	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,843
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	48
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	248
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	39
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	120
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	69
公安職給料表	警察官	1,462
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	2,066
中学校及び小学校教育職給料表	小・中学校に勤務する教育職員	4,753
計		12,648

※上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、公営企業(病院局、企業局)職員及び現業(技能労務)職員(約1,270人)が在職している。

人事委員会勧告の手順

島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



民間給与との比較方法(1)

県職員と民間企業従業員では、それぞれ役職段階、年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。このため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、ラスパイレス方式による比較を行っています。

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

[A社]

年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	<u>20万円</u>
30歳	20人	<u>30万円</u>
40歳	20人	<u>40万円</u>
合計	60人	平均 30.0万円

[B社]

年齢	人数	平均賃金
20歳	30人	<u>21万円</u>
30歳	20人	<u>31万円</u>
40歳	10人	<u>41万円</u>
合計	60人	平均 27.7万円

[A社の人員構成に合わせた場合の
B社の賃金]

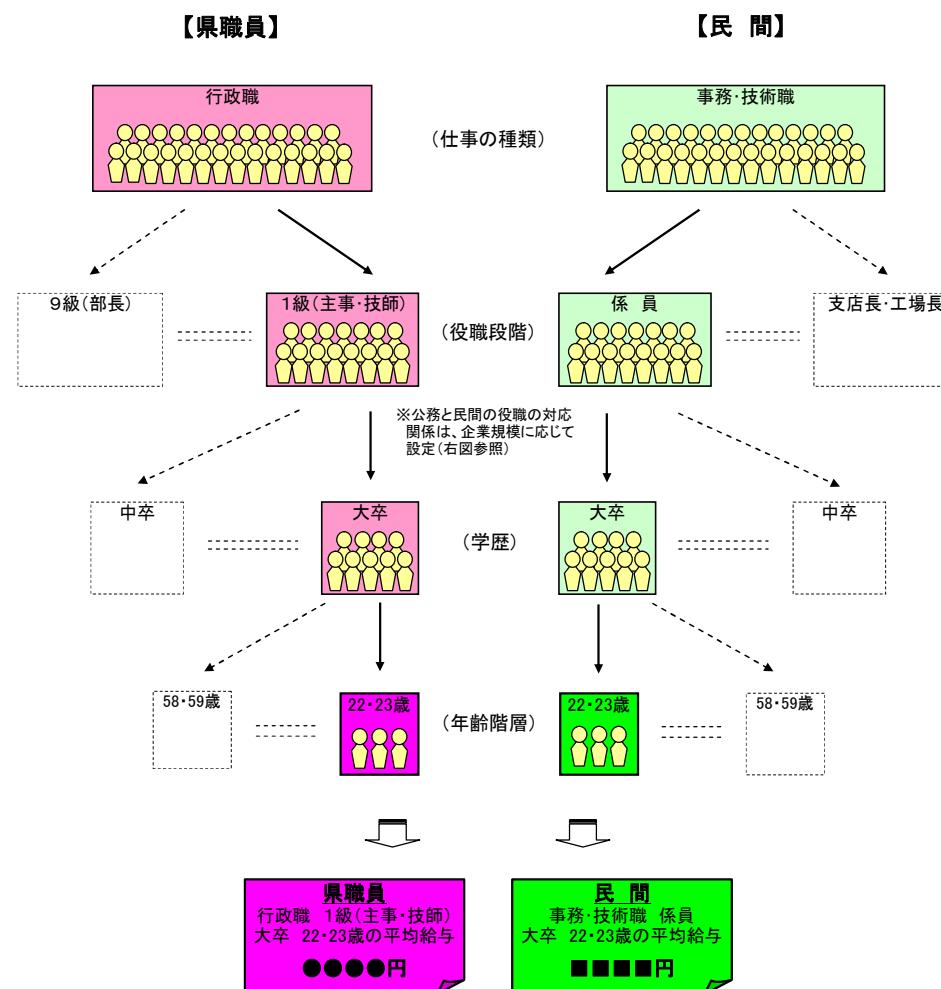
年齢	人数	平均賃金
20歳	20人	21万円
30歳	20人	31万円
40歳	20人	41万円
合計	60人	平均 31.0万円



民間給与との比較方法(2)

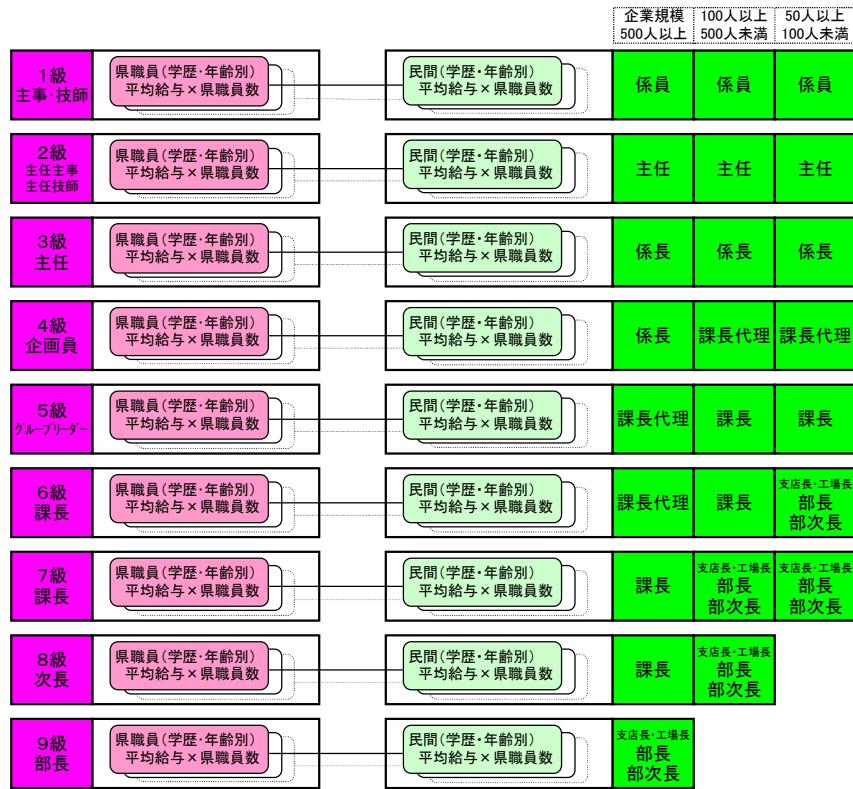
月例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。

1. 県職員と民間の職種・役職段階・学歴・年齢を同じくする者の平均給与を算出



2. 1で算出した県職員及び民間の平均給与のそれぞれに、県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較

【県職員に支給されている給与総額(A)】 【県職員に民間の給与を支給した場合の総額(B)】



$$\text{上記の総額(A)} \div \text{県職員総数} = 384,058\text{円(a)}$$

比較

$$\text{上記の総額(B)} \div \text{県職員総数} = 373,191\text{円(b)}$$

$$\text{県職員給与と民間給与との較差(b-a)} = \Delta 10,867\text{円} (\Delta 2.83\%)$$

県職員の給与に係る「経過措置」と「減額措置」

給与制度の見直しに伴う経過措置

国においては、平成18年4月から、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均4.8%の引下げ改定を行い、経過措置を設けて段階的に実施するなどの改正が行われました。

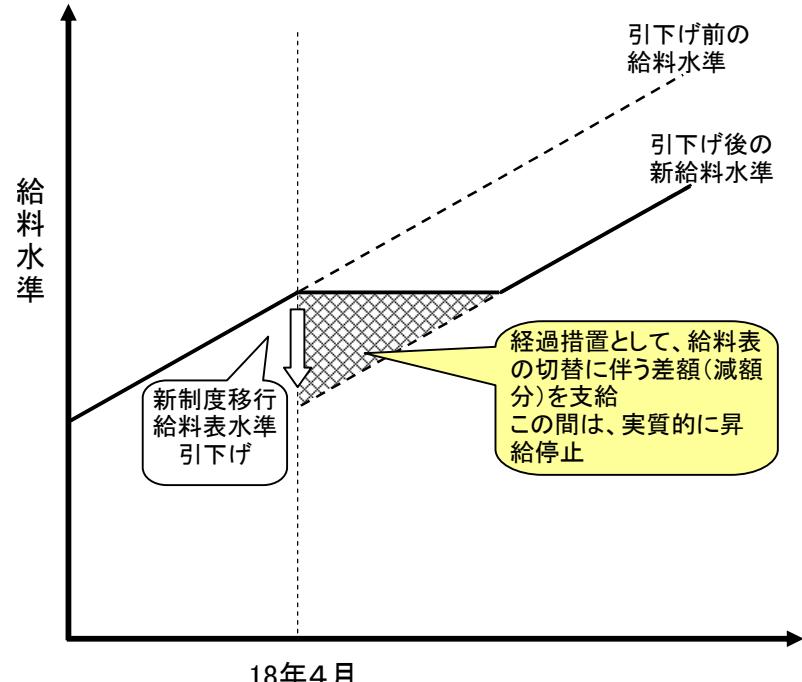
島根県においても、国に準じて給料表が改定され、給料水準の引下げが段階的に行われています。

特例条例による給与の減額措置

島根県においては、財政健全化へ向けた取り組みとして、「職員の給与の特例に関する条例」が制定され、職員給与が減額(給与カット)して支給されています。

なお、人事委員会としては、この減額措置について、極めて厳しい県の財政状況下でのやむを得ない措置ではあるものの、可能な限り早期に本来の給与水準が確保されるべきものと考えています。

経過措置のイメージ図



平成21年度の特例減額の率(一般職)

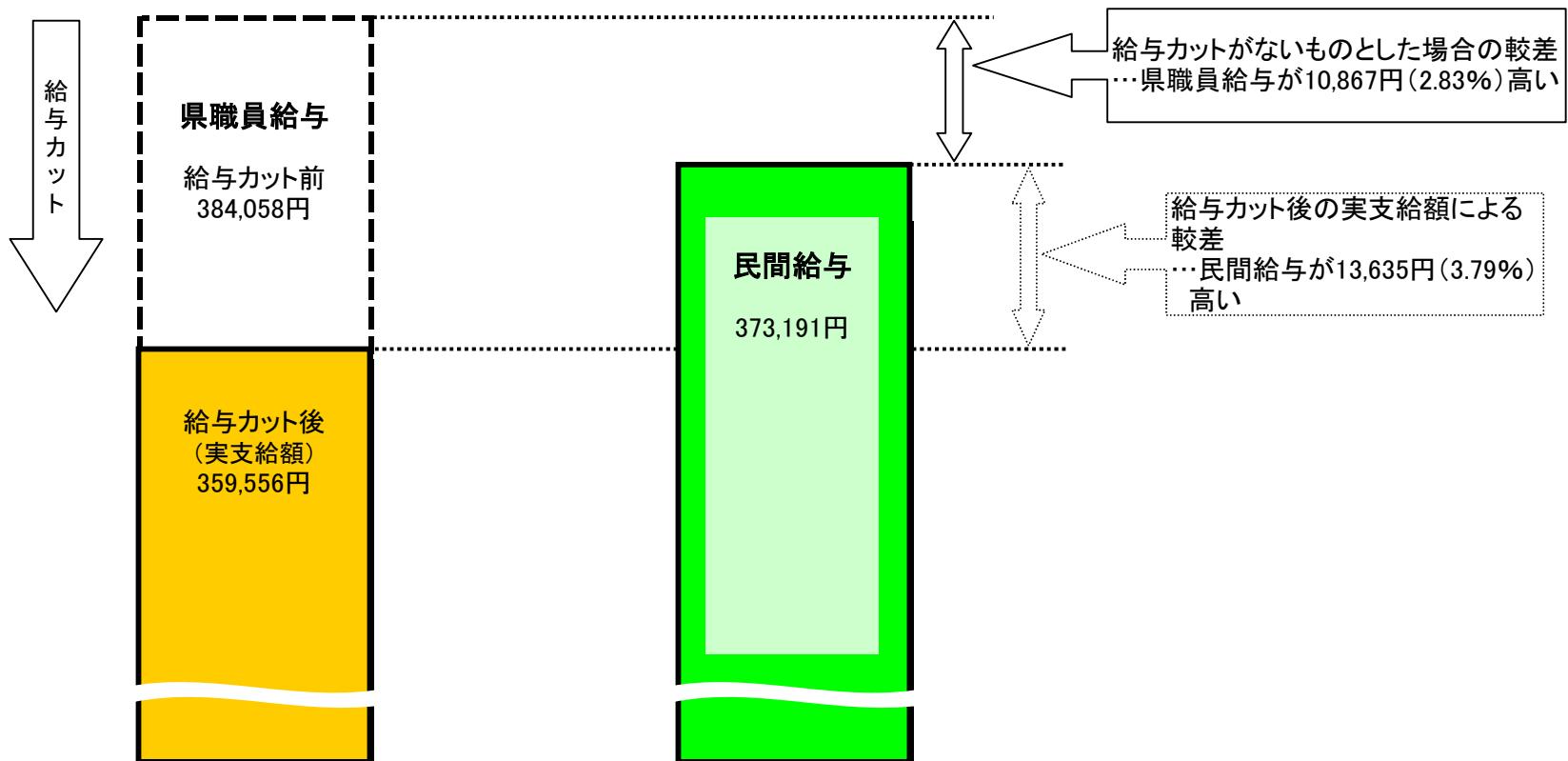
	給料	諸手当	管理職手当
部長・次長	10%	10%	25%
上記以外の 管理職	8%	8%	20%
行政職 3～5級相当	6%	6%	
行政職 1～2級相当	6%	3%	

※「諸手当」欄の率は、時間外勤務手当や期末手当など、給料月額を算出基礎とする手当(退職手当を除く。)の減額率です。

本年の県職員給与と民間給与との比較(月例給)

平成21年4月分の県職員給与と民間給与を比較すると、給与カット(特例条例による減額措置)がないものとした場合の県職員給与は、民間給与を10,867円(2.83%)上回っています。
なお、給与カット後の実支給額による県職員給与は、民間給与を13,635円(3.79%)下回っています。

月例給のイメージ図



県職員(行政職)のモデル給与例

職務段階	年齢	扶養者	勧告前		勧告後		年間給与額の差(千円)
			月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	
主事・技師	25歳	なし(独身者)	188,800 (177,472)	3,068 (2,908)	188,800 (177,472)	3,002 (2,844)	△ 66 (△ 64)
主任	30歳	配偶者	254,500 (240,010)	4,168 (3,930)	254,200 (239,728)	4,074 (3,841)	△ 94 (△ 89)
	35歳	配偶者・子1人	306,500 (289,280)	5,013 (4,730)	306,000 (288,810)	4,900 (4,623)	△ 113 (△ 107)
企画員	40歳	配偶者・子2人	378,800 (357,632)	6,268 (5,915)	378,200 (357,068)	6,122 (5,777)	△ 146 (△ 138)
	45歳	配偶者・子2人	398,900 (376,526)	6,603 (6,230)	398,200 (375,868)	6,449 (6,084)	△ 154 (△ 146)
グループリーダー	50歳	配偶者・子2人	426,400 (402,676)	7,052 (6,656)	425,700 (402,018)	6,888 (6,502)	△ 164 (△ 154)
課長	55歳	配偶者・子2人	523,200 (476,244)	8,435 (7,707)	522,400 (475,508)	8,252 (7,538)	△ 183 (△ 169)
部長	55歳	配偶者・子2人	679,200 (595,335)	11,398 (10,075)	677,900 (594,165)	11,120 (9,824)	△ 278 (△ 251)

(注)1 上段は給与カット前、下段は給与カット後の額

2 給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当を基礎に算出

3 年間給与は、給与月額の12箇月分及び期末・勤勉手当を合算したもの

最近の給与勧告の状況(行政職)

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は期末・勤勉手当の減額に伴い、年間給与の減少又は据置きが続いています。

	月例給	期末・勤勉手当(ボーナス)		職員(行政職)の平均年間給与
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額(給与カット前)
平成11年	0.28%	4.95月	△0.30月	△ 9.4万円
平成12年	0.14%	4.75月	△0.20月	△ 6.7万円
平成13年	0.01%	4.70月	△0.05月	△ 2.0万円
平成14年	△1.90%	4.65月	△0.05月	△14.7万円
平成15年	△1.64%	4.40月	△0.25月	△13.6万円
平成16年	勧告なし(注1)	4.40月	—	—
平成17年	△0.35%	4.45月	0.05月	△ 0.3万円
平成18年	勧告なし(注2)	4.45月	—	—
平成19年	0.14%	4.25月	△0.20月	△ 6.7万円
平成20年	勧告なし	4.25月	—	—
平成21年	△0.19%	3.90月	△0.35月	△14.3万円

(注1)水準改定以外に、寒冷地手当の廃止あり。

(注2)水準改定以外に、給与制度の見直しによる給料表の水準の引下げ(平均△4.8%)あり。